

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年1月27日（火） 9：40～9：52

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

岸田文雄 国務大臣（外務大臣）

下村博文 国務大臣（文部科学大臣）

塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）

西川公也 国務大臣（農林水産大臣）

宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）

望月義夫 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

中谷元 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

竹下亘 国務大臣（復興大臣）

山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官

世耕弘成 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 6件

○国会提出案件 1件

○政令 5件

○人事 1件

○配布 3件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「内閣官房及び内閣府の業務の見直し」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び有村大臣から御発言がございます。

次に、「平成25年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、事後承諾を求めるため、国会に提出するものであります。

次に、恩赦5件について、御決定をお願いいたします。いずれも復権を行うものであります。

次に、「厚生年金特例法の施行状況」に関する報告について、御決定をお願いいたします。本件は、同法に基づき、昨年9月末までに年金記録の訂正のあっせんを行った事案について、事業主の保険料の納付状況等を国会に報告するものであります。

次に、政令5件について、御決定をお願いいたします。まず、「道路交通法施行令の一部を改正する政令」は、運転免許等に関する手数料の標準を改めるものであります。

次に、「地方自治法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成28年4月1日と定めるものであり、「地方自治法施行令等の一部を改正する政令」は、同改正法の施行に伴い、総合区及び指定都市都道府県調整会議に関する必要な事項を定めるとともに、特例市に関する規定を削除するものであります。

次に、「粉乳等に対して課する特別緊急関税に関する規定の適用の停止を定める政令」は、本年度に輸入される粉乳等について、輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の適用を停止するものであります。

次に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同法の施行期日を本年4月1日と定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。菊地千之外150名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をウズベキスタンとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「灌漑施設改修計画」に対し、約119億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて、申し上げます。

今般決定した「内閣官房及び内閣府の業務の見直し」は、内閣官房・内閣府が重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮する上で、非常に重要であります。

今後、この方針のとおり見直しが行われるよう、関連法案の提出などにあたり、各大臣におかれても御協力をお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、有村大臣。

○有村国務大臣：内閣官房及び内閣府については、近年様々な業務が集中してきています。このため、内閣が取り組もうとする政策課題により機動的に対応し、重要政策に関する司令塔機能など本来の役割を十分発揮できるよう、内閣官房・内閣府の業務の見直し及び各省の政策調整機能の強化等を行います。

今後、本閣議決定について、関係府省庁の御協力を得ながら、今通常国会への法案提出に向けた検討等、必要な作業を早期に行ってまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、「医師等の確保対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を、厚生労働大臣に対して行います。

調査の結果、医師等の数は近年増加しているものの、医師の地域偏在、潜在的な女性医師・看護師の活用が不十分といった課題がみられました。本勧告では、地域医療に従事することを条件とした地域卒の学生が平成28年度から医療現場に輩出されること等を踏まえ、医師のキャリア形成支援を始め、各種取組の効果検証や情報提供の充実などを求めています。

厚生労働大臣におかれましては、今回の勧告の趣旨を御理解いただき、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：昨年11月に行われた認知症サミット日本後継イベントにおいて、総理から私に対して、認知症施策を加速させるための戦略の策定について指示がありました。これを受けて、関係省庁と共同して新たな戦略の検討を進めてまいりましたが、今般、「認知症施策推進総合戦略」が取りまとめられましたので、ご報告いたします。

また、本戦略の策定を受け、本日、閣議前に、関係閣僚の皆様にお集まりいただき、今後、本戦略に基づき、認知症施策推進のために関係省庁が一丸となって取り組んでいくことを申し合わせました。

引き続き、認知症の方が安心して暮らせる社会を実現すべく、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

まず、法務大臣。

○上川国務大臣：オウム真理教について、1月23日、公安審査委員会は、同教団に対する観察処分の期間を更新する旨の決定を行いました。

同決定により、同教団は、今後3年間、引き続き公安調査庁長官の観察に付されることとなります。

公安調査庁においては、警察当局の協力を得ながら、観察処分を適正かつ厳格に実施し、これにより、同教団の活動実態の把握に努めるとともに、調査結果を関係

地方公共団体に提供するなどして、公共の安全を確保し、国民の皆様の不安解消に寄与してまいりたいと考えております。

今後とも、関係機関の御協力・御支援をお願い致します。

○菅内閣総理大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○山田内閣総理大臣：法務大臣の御発言のとおり、本月23日、公安審査委員会においてオウム真理教に対する観察処分の期間を更新する旨決定されました。警察においても、この決定を受け、引き続き、公安調査庁を始めとする関係機関と緊密に連携してオウム真理教の実態の解明に努めるとともに、違法行為の厳正な取締りと必要な警戒警備の実施等の諸対策を推進し、国民の生活の平穏と公共の安全の確保に努める所存です。

○菅内閣総理大臣：なお、海外出張された文部科学大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件

〔平成27年
1月27日〕 (火)

◎一般案件

資料あり

○内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて
(決定) (内閣官房・内閣府本府)

資料あり

- 1. 平成25年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 1. 平成25年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 1. 平成25年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

を事後承諾を求めるため国会に提出することについて(決定) (財務省)

資料なし

☆恩赦について(決定) (内閣官房)

◎国会提出案件

資料あり

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について
(決定) (厚生労働・総務省)

◎政 令

資料あり

○道路交通法施行令の一部を改正する政令(決定)
(警察庁)

〃 ○地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(決定) (総務省)

〃 ○地方自治法施行令等の一部を改正する政令
(決定) (同上)

〃 ○粉乳等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成26年度における適用の停止を定める政令(決定)
(財務・農林水産省)

資料あり ○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（環境・経済産業省）

◎ 人 事

資料あり ☆ 室蘭工業大学名誉教授菊地千之外 150名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 配 布

☆ 月例経済報告（内閣府本府）

☆ 山梨県知事選挙結果調（総務省）

☆ 北九州市長選挙結果調（同上）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成27年〕
〔1月27日〕（火）

◎一般案件

資料あり ○円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換について
（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕